

教体第705号  
令和3年（2021年）9月3日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された  
場合の対応ガイドラインの送付について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食  
育課から事務連絡がありました。

つきましては、本事務連絡を踏まえ、令和3年（2021年）7月2日付け教  
体第443号で通知しました「新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出  
席停止及び臨時休業等の基準」を別添のとおり改訂しましたので通知します。

貴管下の学校等において出席停止及び臨時休業等を実施する場合は、本基準を  
参考に、市町村の関係部局や関係機関と連携の上、適切に対応いただきますよう  
お願いします。

なお、別添の改訂箇所については下線で示していることを申し添えます。

【問合せ先】

- 保健・衛生面等の対応に関すること  
県立学校教育局体育保健課 濱本、杉原  
096-333-2712
- 教職員の対応に関すること  
教育総務局学校人事課 平井、池田  
096-333-2695
- 学習指導、学校行事、出欠に関すること  
市町村教育局義務教育課 藤岡、平野  
096-333-2688
- 多様な受入れ先の確保について  
市町村教育局義務教育課 塩村、小原  
096-333-2689

別添

新型コロナウイルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準

令和3年（2021年）9月3日

熊本県教育委員会

1 出席停止の基準・期間

学校は、幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）が次の①から⑧の基準に該当した場合、速やかに保護者から学校に報告させる。

	基準	期間
①	児童生徒等の感染が判明した場合	治癒するまで
②	児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合	感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間
③	児童生徒等がPCR検査等※1を受けることが決定した場合（上記②の濃厚接触者に特定された者を除く）	陰性と判明するまでの期間
④	児童生徒等に発熱等の風邪症状や息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障がい等の症状※2がみられる場合	症状がみられなくなるまで
⑤	熊本県リスクレベル※3のレベル4以上に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合	同居の家族に症状がみられなくなるまで
⑥	海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合	政府から要請された期間
⑦	新型コロナワクチンを接種する場合※4	校長が必要と認める期間
⑧	その他、校長が出席停止を必要と認める場合※5	校長が必要と認める期間

※1 PCR検査、抗原検査等、新型コロナウイルス感染症を判定するための検査。

※2 新型コロナワクチン接種に伴う副反応により、発熱等の風邪の症状等がみられる場合も含む。

※3 熊本県リスクレベル

リスクレベル	県の判断基準
レベル5 厳戒警報	県内で ①新規感染者150名以上かつ②病床使用率25%以上 等
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者50名以上かつ②リンク無し感染者25名以上
レベル3 警報	県内で ①新規感染者30名以上又は②リンク無し感染者15名以上
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生かつ②レベル3に該当しない場合
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生かつ②県内では新規感染者が未発生
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない

※4 新型コロナワクチンの接種を受ける際、期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等、校長が出席しなくてもよいと認める場合。

※5 「その他」とは、次の状況等のことをいう。

- ・児童生徒等や保護者が、登校について不安（感染する不安、本人・同居する家族に感染の疑いがあり他人に感染させる恐れによる不安等）を持ち、保護者から休ませたいと相談があり、校長が合理的な理由があると判断する場合。
- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等に感染の不安があり、主治医の見解を基に、保護者から休ませたいと相談があった場合。
- ・新型コロナワクチン接種後、児童生徒に発熱等の風邪の症状以外があり、児童生徒等や保護者から状況を聴取し、校長が出席停止を必要と認める場合

## 2 臨時休業等の基準・措置

県教育委員会は、健康福祉部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、児童生徒の学びの保障や心身の影響等を考慮した上で、以下の（１）（２）の適用について全体像の状況によって、総合的に判断する。

- （１）学校内に感染者（学校に２週間以上来ていない者の発症を除く）が判明した場合  
 県教育委員会は、学校から感染者判明の連絡を受け、保健所の調査※6 及び保健所、学校医、学校薬剤師の助言を踏まえ、臨時休業の要否及び期間等を判断する。

なお、校内消毒が必要となった場合、消毒作業が完了するまでは、消毒箇所の一時的な立ち入り規制若しくは、全部又は一部の臨時休業を行う場合がある。

	基準	措置
①	<u>感染者以外の学校関係者に濃厚接触者等の特定が行われていない場合</u> <u>（校内の感染状況を把握するために、必要に応じて別紙「校内の濃厚接触者等の候補者リスト」を活用する）</u>	<u>特定が行われるまでの間、全部又は一部の臨時休業を行う。（特定後、②の基準に該当する場合は②の措置を行う。）</u>
②	<u>感染者以外の学校関係者に濃厚接触者等の特定が行われた場合</u> <u>㊦同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合</u> <u>㊧感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合</u> <u>㊨1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合</u> <u>㊩その他、設置者が必要と判断した場合</u>	<u>学級閉鎖</u> <u>（5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する）</u>
	<u>複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染拡大の可能性が高い場合</u>	<u>学年閉鎖</u>
	<u>複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染拡大の可能性が高い場合</u>	<u>学校全体の臨時休業</u>

※6 保健所の調査とは、「感染者の行動履歴及び感染対策の実施状況（マスクの着用、換気など）」「濃厚接触者やPCR検査を要する接触者の特定」「消毒の必要性」などのこと。

- （２）学校内に感染者はいないが、県内において感染が拡大している場合

緊急事態宣言、又はまん延防止等重点措置区域となる等、県内において感染が拡大している場合、県教育委員会は、県内の全部又は一部の県立学校の臨時休業若しくは、時差登校、時間短縮等を検討し、感染拡大防止上必要な期間、適切な対応を行う。

## 3 その他

- （１）学校は、熊本県リスクレベルを確認し、レベルに応じた対応を児童生徒及び保護者へ適時周知する。
- （２）出席停止及び臨時休業の基準・期間等については、今後の感染拡大の状況や国や県・市の状況分析・提言等を踏まえ、変更する場合がある。

(別紙)

## 校内の濃厚接触者等の候補者リスト

### 1 本紙の活用に当たって

#### (1) 活用の場面

- ・保健所による濃厚接触者等の調査結果が判明するまでの間、全部又は一部の臨時休業を検討する場合に活用してください。
- ・緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校において、濃厚接触者等の特定のため、保健所から候補者リスト提供の依頼があった場合に活用してください。

#### (2) 作成、提示する場合の留意事項

- ・感染者を含め、児童生徒等のプライバシーに配慮してください。
- ・適切な候補者リストを作成するため、特定の教職員にのみ過度な負担がかからないようにすることに配慮しつつ、管理職の指示に基づき組織的に実施してください。

### 2 濃厚接触者等の候補の考え方

- ・校内の濃厚接触者の候補の範囲は、感染者の感染可能期間である発症2日前（無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）までに以下の①から⑧のいずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

### 1 濃厚接触者の候補

	状 況	該当者名	人数	活動場所
①	感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者			
②	適切な感染防護なしに感染者を介護していた者			
③	感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）			
④	手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と会話する等15分以上の接触があった者（マスク着用については、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、不適切な状態ではなかったかについても確認）			

### 2 濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

	状 況	該当学級・部活等	人数	活動場所
⑤	感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）			
⑥	大声を出す活動、呼気が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）			
⑦	感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）			
⑧	その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等			

※本リストの作成は必須ではなく、1（1）の場面等必要に応じて活用を行う